

第8章 景観重要建造物の指定の方針

【 景観法 第8条 第2項 第3号 】

1. 指定方針

2. 指定基準

3. 景観重要建造物の指定

第8章 景観重要建造物の指定の方針

【 景観法 第8条 第2項 第3号 】

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第19条第1項の景観重要建造物の指定の方針について定めます。

1. 指定方針

- ・ 市内の身近な建造物でも地域で広く親しまれているもの、優れたデザインのもの、珍しい形や優れた技術が用いられているもの、再び造ることができないものなどは景観の重要な要素であり、古き良き建造物を守り、資産として活かすことが望まれます。こうした建造物は市民にとっても貴重な歴史的遺産であり、外観が景観上特に優れているものは、これを保全し、後世に伝えていく必要があります。
- ・ 現在、市内には文化財保護法による登録有形文化財として登録されている建造物が幾つかあります。この制度による文化財としての登録を継続して推進するとともに、これらの建造物は所有者の意向を聞きながら、積極的に景観重要建造物の指定を併せて行うものとしします。なお、登録有形文化財ではなくても、地域のシンボリックな存在となっているなど、景観上重要な建造物については指定を行うものとしします。



ごんぼ積み（川島地区）



萬松園（旧川上別荘）

2. 指定基準

- 外観が景観上特に優れているもので、次の各号のいずれかに該当するものについては、景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物の指定を積極的に行うものとします。ただし、公共の場所から容易に見ることのできる位置にあるものに限ります。
 - ① 歴史的景観に寄与しているもの
 - ② 造形の規範になっているもの
 - ③ 再現することが容易でないもの
 - ④ 建造物自体の歴史的価値や文化的価値が少なくとも、歴史的な建築様式を継承したものや地域のシンボリック的存在となっているもの



皆楽座（鵜沼羽場町）



鵜沼宿の趣きを残す家並み



貞照寺（鵜沼宝積寺町）



地域のシンボルとなる火の見櫓

3. 景観重要建造物の指定

個性あるまちづくりの核として、優れた外観の建造物を保全するため、景観法に基づいて指定します。

景観重要建造物に指定できるのは、景観行政団体の長であり、平成18年12月に景観行政団体である各務原市が東海4県下で初めて指定しました。重点風景地区内で指定を受けた建造物は、改修や修繕費用などを助成する制度があり、官民協働で景観の向上に努めていきます。



坂井家住宅 主屋
(指定番号：0001号)



坂井家住宅 門および塀
(指定番号：0002号)



坂井家住宅 土蔵
(指定番号：0003号)



菊川酒造 本蔵
(指定番号：0004号)



菊川酒造 豆蔵
(指定番号：0005号)



菊川酒造 一号倉庫・二号倉庫
(指定番号：0006号)



安田家住宅 主屋
(指定番号：0007号)



梅田家住宅 主屋
(指定番号：0008号)



梅田家住宅 離れ
(指定番号：0009号)



中山道鶴沼宿町屋館 主屋
(指定番号：0010号)



中山道鶴沼宿町屋館 付属棟
(指定番号：0011号)



中山道鶴沼宿町屋館 離れ
(指定番号：0012号)



茗荷屋梅田家住宅 主屋
(指定番号：0013号)



茗荷屋梅田家住宅 離れおよび堀
(指定番号：0014号)



茗荷屋梅田家住宅 土蔵
(指定番号：0015号)